

小金井市障害者就労支援センター エンジョイワーク・こころ開所15周年記念講演

「親なきあと」の暮らしと 制度を考える

「親なきあと」相談室主宰／行政書士・社会保険労務士

渡部伸

自己紹介

1961年生、福島県会津若松市出身

2014年行政書士開業、同時に「親なきあと」相談室開設

<http://www.oyanakiato.com/>

障害のある子を持つ親のために、自分たちがいなくなったあと、今ある法制度やサービスをうまく組み合わせることで、子どもが少しでも安心して暮らせるようアドバイス

娘二人、次女は30歳で重度の知的障害

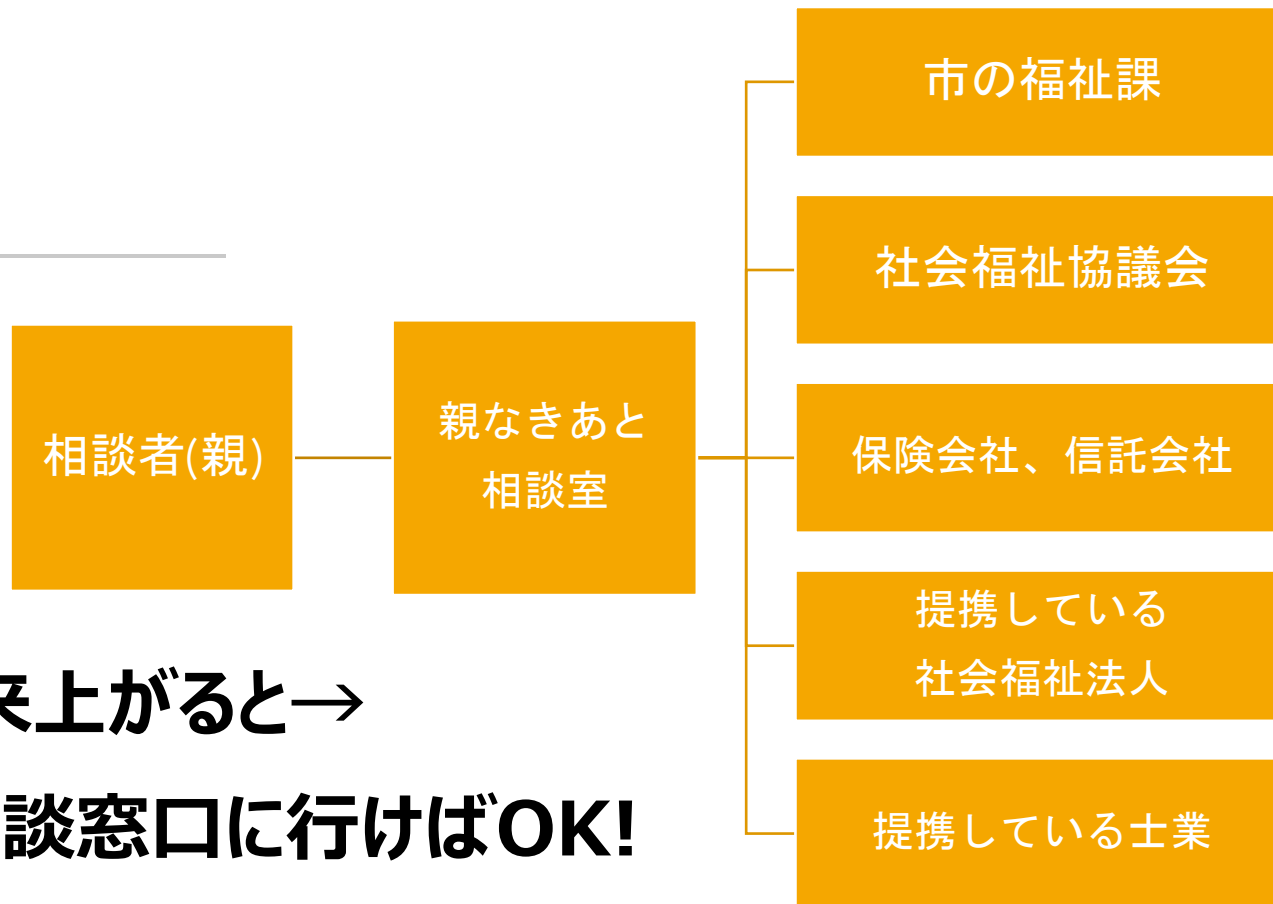
世田谷区手をつなぐ親の会 会長



「親なきあと」相談室

現在の状況→

「親なきあと」の悩みを相談したい場合、
窓口がバラバラ



「相談室」の仕組みが出来上がると→

どんな悩みでも、まずは相談窓口に行けばOK!

生活の場をどこに確保
するか

「親なきあと」の課題とは

お金で困らないための
準備をどうするか

日常生活のフォロー
困ったときの支援は
どうなるのか

住まい
お金
生活の支援

「親なきあと」の生活は、住まいから考えると組み立てやすい

住まい

1 グループホーム

2 自宅(持ち家)

ある家族 (現在)



本人：26歳 障害者雇用で就労中

母：50歳代 パート勤務

父：50歳代 会社員

妹：22歳 大学生

生活面では家族から多くの支援を受けている。福祉サービスの利用はない。

ある家族 (30年後①)



本人：56歳 同じ会社で就労中
父母：80歳代 居宅介護支援を
受けている

妹：52歳 独立

ある時期から グループホームでの
生活をはじめている。

1. グループホームで暮らす場合

- ・グループホームとは
- ・本人を取り巻く支援
- ・1か月の生活費

グループホームとは

種類

滞在型と通過型がある

滞在型・・・利用制限なし

通過型・・・精神障害者対象

利用制限あり

(東京都は通過型が制度化されており、家賃額が助成される)

制度と利用法

障害者総合支援法の

「共同生活援助」というサービス

市区町村の窓口で利用申請

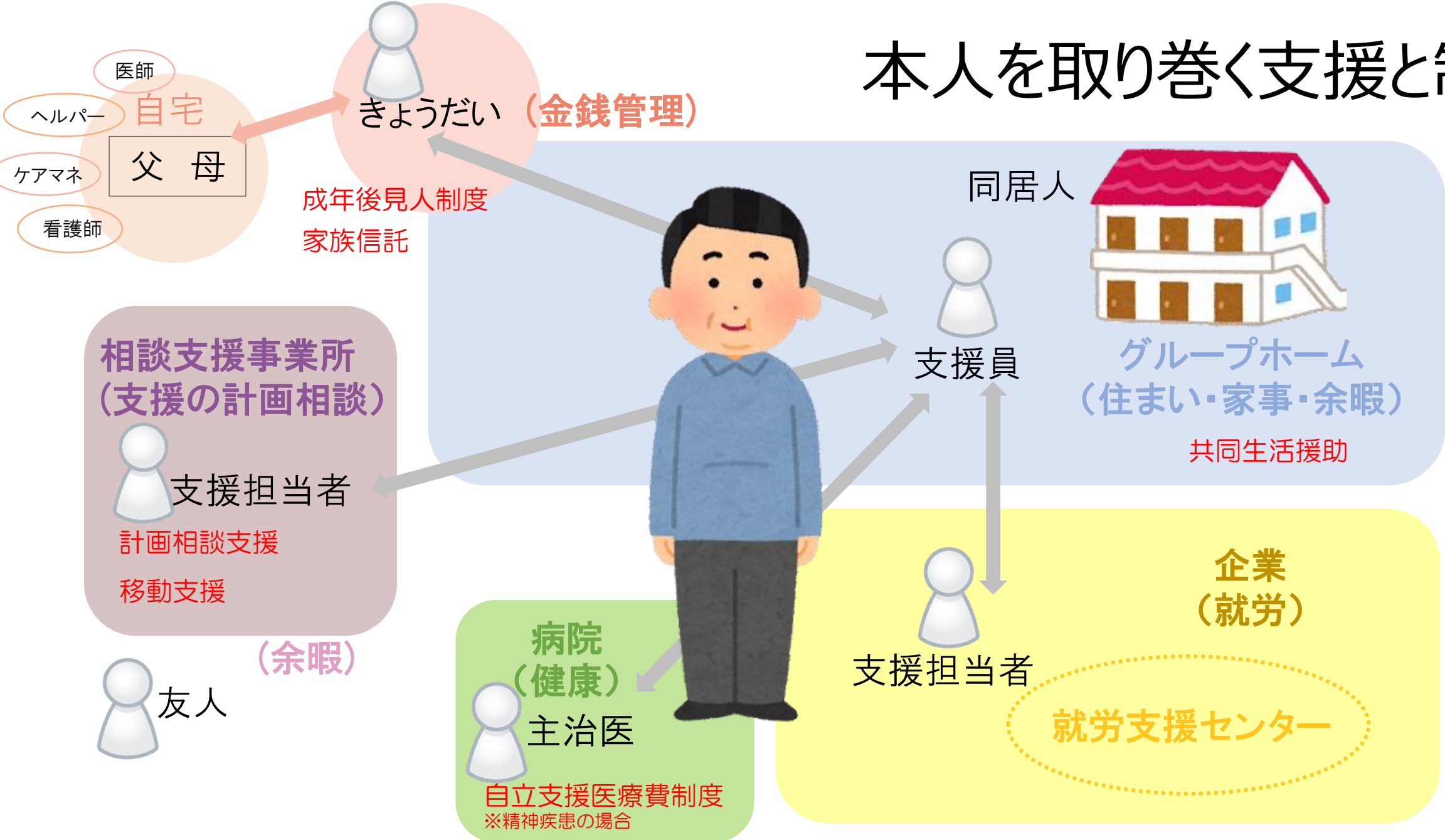
1～6の「障害支援区分」の認定調査を受け、区分が決まる

現状と探し方

グループホームは確実に増えているが、まだまだ足りない。地域差もある。

市の障害福祉窓口、相談支援事業所、東京福祉保健局のホームページなどで探せる

本人を取り巻く支援と制度



「親なきあと」の暮らしと制度を考える

1カ月の収入と支出（企業就労＋グループホーム）

収入	
給与（手取り）	140,000
障害者基礎年金2級 ＋年金生活者給付金	70,000
福祉手当（小金井市独自制度※愛の手帳4度の場合）	6,500
合計	216,500

**差し引き
＋81,500円**

支出	
グループホーム家賃、食費、光熱水費 （国、東京都の家賃補助24,000円差し引き後）	80,000
昼食代、交通費	30,000
薬代、医療費（手帳4度、1割負担）	2,500
医療保険代	2,500
小遣い、洋服代、趣味のお金など	20,000
合計	135,000

ただし、仕事が続けられなくなると、一気に赤字になってしまう！

「親なきあと」の暮らしと制度を考える

2. 自宅で暮らす場合

- ・本人を取り巻く支援
- ・1か月の生活費

ある家族 (30年後②)



本人：56歳

就労継続支援B型通所中

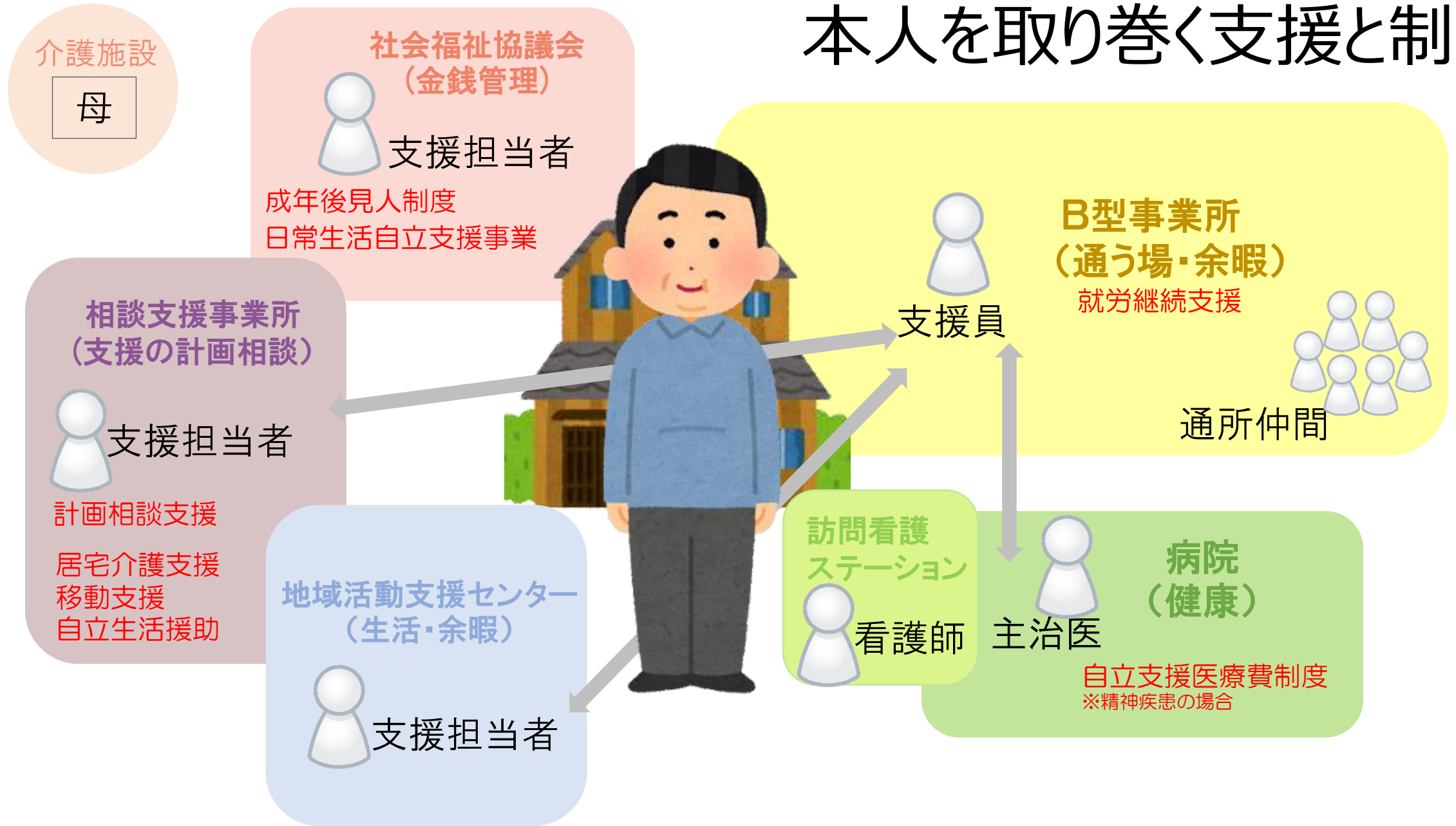
父：他界

母：80歳代 特養入所

妹：52歳 独立

様々な支援、サービスを受けながら
自宅で一人暮らし。

本人を取り巻く支援と制度



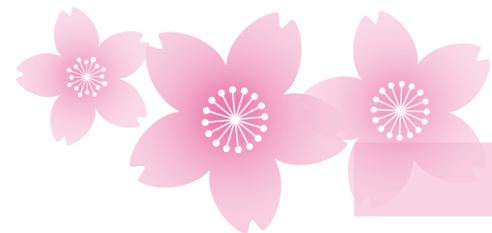
1カ月の収入と支出（B型通所＋自宅）

収入	
工賃（手取り）	15,000
障害者基礎年金2級 ＋年金生活者給付金	70,000
福祉手当(小金井市独自制度) <small>※愛の手帳4度の場合</small>	6,500
合計	91,500

支出	
光熱水費等	15,000
食費、交通費	40,000
薬代、医療費（精神科は1割負担）	7,500
医療保険代	2,500
小遣い、洋服代、趣味のお金など	15,000
合計	85,000

**差し引き
＋6,500円**

お小遣いを切り詰めて何とかプラスにしているが、別途固定資産税等の出費あり



小金井市の相談窓口一覧

相談窓口（施設・事業所）	相談できる支援 （申請できる制度・サービス）	
小金井市役所 自立生活支援課	住まい	短期入所（ショートステイ） 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練/通勤寮
	生活支援	居宅介護（ホームヘルプサービス） 移動支援（ガイドヘルプ） 自立支援医療（精神通院医療）
	お金	障害者扶養共済制度
小金井市社会福祉協議会	生活支援	成年後見制度利用相談 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 福祉総合相談窓口（生活困窮者自立相談支援事業） 生活福祉金貸付制度
	住まい	居住支援相談窓口
地域生活支援センター そら	住まい	居住サポート事業（3障害対象）

「子どものお金のためにいくら残せばいい？」

**本人がお金で困らないためには、
たくさん残すことより、そのお金が本人の将来のために
使われる仕組みを準備することが大切です!**

お金

福祉型(家族)信託

成年後見制度

日常生活自立支援事業

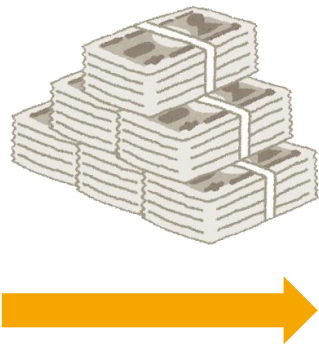
障害者扶養共済制度

福祉型（家族）信託とは

ある程度判断力があり
自分でお金も使える
人に有効

例えば...

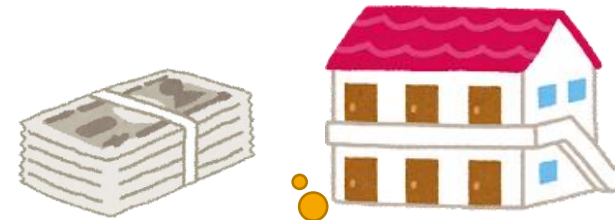
母の生きている間に
母が甥と信託契約
を結ぶ



母なきあと
甥は契約に従い
本人に定期的
にお金を渡す



本人なきあと
残ったお金は契約で
指定した行き先へ



お世話になった
福祉法人へ寄付

これから着実に広まって
いくと考えられる

信託制度を利用した商品

生命保険信託

(一部の保険会社)

親の死亡保険金を信託財産として、障害のある子どもが一括ではなく定期的に受け取れる。

遺言代用信託

(信託銀行、一部の地方銀行等)

信託銀行の親の預金を、親亡き後子どもに定期的に支払われる。一時金型と年金型がある。

一番シンプルなしくみ。

特定贈与信託

(信託銀行)

中軽度知的障害者、精神障害者なら3千万を限度として非課税で資産を贈与できる。

成年後見制度とは —基礎知識

本人に代わってお金の管理や契約手続きをするしくみ

- ・判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、その人を保護して援助する人を付けてもらうもの
- ・本人の意思や人権が尊重される
- ・家庭裁判所に申し立て

2種類ある

- ・判断力がすでに衰えたあと・・・

法定後見制度

判断力欠如の程度によって後見、保佐、補助の3類型がある。

- ・判断力が衰えるまえに・・・

任意後見制度

誰がなる？費用は？

- ・親、きょうだいなどの親族でも専門職の第三者でも候補者にできる
- ・決めるのは家庭裁判所
- ・近年は専門職の選任が多い
- ・報酬額の目安 月額2万円
(管理財産額1,000万円以下の場合)

成年後見制度は障害者に向いていない？

使いにくい問題点

- ・一度契約したら本人が亡くなるまでやめられない。
- ・長期間費用を払い続ける
- ・専門職の後見人だと、どんな人が選任されるかわからない

本人の判断力が基本

- ・判断能力が不十分
→**成年後見制度**
- ・ある程度の能力があれば
→**日常生活自立支援事業**

考える時期と準備

- ・まだまだ子どもの面倒はみられる、という自信があれば「待つ」選択肢も有力
- ・ひとり親の健康に不安が出てきたときは検討を
- ・相談窓口を知っておく
- ・これから確実に制度は変わっていく→スポット的な使い方も可能に？

日常生活自立支援事業とは (地域福祉権利擁護事業)

支援内容と費用(小金井市)



・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 (ATM引き出し、支払いの手続きなど) ・定期的な訪問	1回1時間まで1,500円 30分超えるごと+600円 ※通帳を預かる場合は1時間まで 3,000円
・財産関係書類等預かりサービス (通帳、実印、契約書類など)	月額1,000円

※免除申請可

申請するには？

- ・申請窓口→
社会福祉協議会 (社協)

障害者扶養共済制度

保護者が死亡または重度障害になったとき、障害者に毎月2万円（一口）の年金が生涯にわたり支給される制度

保護者の加入条件

障害者を扶養している満65歳未満の人

障害者とは①知的障害、②身体障害者手帳所持1～3級、③精神または身体に永続的な障害のある①②と同程度

掛金(一口あたり)金額

35歳未満9,300円、
5歳刻みで上昇、

45～50歳未満17,300円、
60～65歳未満23,300円

申請窓口

小金井市は、
自立生活支援課

今からやっておくべき準備

1. きょうだいに対して
2. ラスカルを作る
3. ひとり暮らしの練習

きょうだいに対して

将来のことについて家族で話し合ってみる
→きょうだいや本人とも可能な範囲で情報共有を

きょうだいに対して、親が「この子のことは私たちがやるから大丈夫」と言ってしまうと、「私も同じ家族として一緒に将来のことを考えたいのに」と思いかもしれません

きょうだいにも相談して、きょうだい自身がどうすればいいのか、を考えてもらうことが重要

ラスカル（ライフスタイルカルテ）を作る

- 記入するのは、住所、氏名、緊急連絡先、医療に関する情報、障害の性質、成育歴などのプロフィール情報
- 本人を支援する方々がこのカルテを読むことによって、支援する際の参考になったり、他の機関と連携しやすくなる
- 「親心の記録」など既存のノートの活用も可能
→ 問い合わせ先(一社) 日本相続知財センター
<https://oyagokoronokiroku.jp/>
障害者団体に無料配布活動実施中
無料ダウンロードも可能



ひとり暮らしの練習を始める

移動支援やショートステイの利用で、家族以外の支援を受ける練習をする



通勤寮、宿泊型自立訓練、サテライト型グループホームなど、期間限定の一人暮らしを体験する



ある障害者の事例から

社会との接点（つながり）が重要
お金の有無は関係ない

グループ
ホーム
措置入所



40代女性
身体/精神障害

生活保護
受給

B型作業
所通所

就労支援センターの事例

ひとり暮らしを練習中のAさん

グループホームで生活中的Bさん

Aさん 20歳／精神と知的手帳あり／アパートで自立の練習中 ～長い人生のなかの初めの一步を踏み出した～



16才	愛の手帳、精神保健福祉手帳 申請
18才	高校卒業後 就職
20才	就労支援センター 登録（職場定着で支援開始） 自立生活支援センター 相談開始 障害基礎年金（申請）受給 主治医に相談「集団生活が苦手」⇒制度利用のお奨め 訪問看護 利用開始 アパートでの一人暮らし（自宅付近） 居宅介護（家事援助）・計画相談の利用開始

Bさん 57歳／精神と知的手帳あり／グループホーム入所中 ～グループホームの支援を受けて安定生活～



17才	専門学校（調理系）卒業
18才～53才	調理、配送の仕事を複数の会社で経験 愛の手帳取得 一人暮らし⇔家族同居を繰り返す 金銭管理が困難、兄が保佐人となる 就労支援事業所利用（転職で支援開始） 高齢者施設に就職、清掃業務に従事→現在に至る 一人暮らしの不安でストレスが高まる
54才～57才	障害基礎年金（申請）受給 グループホーム(アパート型) に転居 →食事、見守り、金銭管理の支援を受けて安定生活へ 就労支援センター登録（職場定着で支援開始）

著書の紹介 (参考資料として)



『障害のある子の「親なきあと」』
親あるあいだの準備
(18年刊行)



『障害のある子の住まいと暮らし』
(20年4月刊行)



『まんがと図解でわかる 障害のある子の将来のお金と生活』
(20年6月刊行)



『障害のある子が安心して暮らすために～
知っておきたいお金・福祉・くらしのしくみと制度』
(22年2月刊行)